

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づき、令和6年8月22日付けで請求人に対して行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これを2級に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張し、手帳の障害認定を3級から2級に変更することを求めている。

屋外活動はもちろんの事、生活面においても立ったり座ったりが困難であるのに加え、排便時の移動にも大変困難をきたしている為。生活面でも介助が必要な場面が再々ある。それを含め診断した医師が2級判定を下したのに3級で交付された事に不服あり。2級判定と3級判定では全く異なるので、生活にも支障が出る。再度判定をお願いしたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 9月22日	諮問
令和7年11月25日	審議（第106回第3部会）
令和7年12月18日	審議（第107回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が「法別表に掲げるもの」に該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

そして、法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）を制定し、さらに同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨に照らして、提出された診断書に記載された内容を資料

として判断を行うものと解される。ただし、診断書に記載された法15条3項の意見は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般に基づき、客観的に判定を行うべきものである。

2 本件処分についての検討

本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 請求人の機能障害について

本件診断書によれば、請求人の「障害名」は「下肢機能障害、体幹運動機能障害」、「原因となった疾病・外傷名」は「アルコール性神経障害」とされており（別紙1・I・①及び②）、「参考となる経過・現症」及び「総合所見」として、令和5年9月に両下肢痺れ・疼痛のため歩行困難を訴え、令和6年2月にアルコール性末梢神経障害と診断され、下肢に明らかな筋力低下は認めないものの、アルコール多飲による体幹失調及び末梢神経障害によって両下肢の感覚障害及び疼痛あり、補装具なしに満足に歩けない状態と診断されている（同・④及び⑤）。

等級表解説によれば、「下肢と体幹の障害が重複している場合、総合等級の判定に当たっては、原則として各々の指数を合算せず、歩行能力、起立位や座位の保持能力の程度を踏まえて、下肢又は体幹のいずれか一方の障害として認定することとする。」とされている（別紙2・第3・3・(1)・ケ）。本件診断書において、体幹の筋力テスト（MMT）は「○（筋力正常又はやや減）」（別紙1・Ⅲ）、動作・活動の評価のうち体幹機能に関連する「座る（足を投げ出して）」及び「座る（正座、あぐら、横座り）」はいずれも「○（自立）」とあり、座位保持動作の低下は認められない（同・Ⅱ）ことから、体幹ではなく、下肢機能障害として認定することが相当である。

以上のことから、請求人の障害については、両下肢の機能障害として認定する。

(2) 本件障害に係る等級表及び等級表解説

等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に関連する部分は、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由
----	-----------

下肢の機能障害	
1 級	1 両下肢の機能を全廃したもの
2 級	1 両下肢の機能の著しい障害
3 級	3 一下肢の機能を全廃したもの
4 級	4 一下肢の機能の著しい障害

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙 2 のとおり規定している。

ただし、等級表解説において掲げられた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるもので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている。

(3) 請求人の障害等級について

本件診断書において、総合所見では「下肢に明らかな筋力低下は認めないものの、アルコール多飲による体幹失調及び末梢神経障害によって両下肢の感覚障害及び疼痛あり、補装具なしに満足に歩けない状態」とされ（別紙 1・I・⑤）、歩行能力及び起立位の状況では、歩行能力（補装具なしで）：「ベッド周辺以上歩行不能」、起立位保持（補装具なしで）：「10分以上困難」とされている（同・II・三）。

一方、肢体不自由については、「機能の著しい障害」とは、関節可動域が概ね 30 度以下のものをいい、徒手筋力テストで 3（筋力半減）に相当するものをいうとされているところ（別紙 2・第 3・1・(3)）、請求人の股関節可動域は、右股関節の外転・内転が 40 度、外旋・内旋が 80 度、左股関節の外転・内転が 50 度、外旋・内旋が 70 度、とされ（別紙 1・III）、徒手筋力テストにおいては、左右の股関節、左右の膝関節及び左右の足関節の筋力はいずれも、4、5（筋力正常又はやや減）相当と診断されている（同）。

また、動作・活動の評価では、「座位又は臥位より立ち上がる（手すり、つえ）」、「家の中の移動（壁）」、「二階まで階段を上って下りる（手すり、つえ）」、「屋外を移動する（つえ）」が半介助とあること、「寝返りをする」、「足を投げ出して座る」、「正座、あぐら、横座りで座る」、「いすに腰掛ける」が自立とあることから（同・II・二）、座位保持能力及び支持性・運動性は一定程度保持されているものと認められる。

以上を踏まえると、請求人の両下肢の機能障害は、「両下肢の機能の

著しい障害」(障害等級 2 級)に至っているとまでいうことはできない。そして、等級表は両下肢の機能障害を 1 級及び 2 級と定めるが、東京都が定める等級表解説では、両下肢ともにほぼ同程度の障害があることを前提として、両下肢の機能障害 3 級、4 級の認定も行うこととしているところ(別紙 2・第 3・3・(3)・ク)、請求人については、両下肢にほぼ同程度の障害があると認められ(上記(1))、両下肢全体の機能障害で一下肢の機能全廃(3 級)と同程度の場合として(同・2・(2)・イ)、両下肢の機能障害の 3 級と認定するのが相当である。

なお、処分庁の照会に対して、本件医師も「下肢 3 級、総合等級 3 級」との回答をしている。

(3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、両下肢の機能障害 3 級と認定するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第 3 のとおり、手帳の障害等級認定が 3 級でなされたことを不服として、2 級への変更を求めている。

しかし、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された医師の診断書の記載内容に基づいて客観的になされるべきものであり(1・(2))、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級 3 級と認定することが相当であることは上記 2 のとおりである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙 1 及び別紙 2 (略)